

死体検案医を対象とした死体検案相談事業実施団体公募要領

1. 総 則

本要領は厚生労働省が死体検案医を対象とした死体検案相談事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）により行う、死体検案医を対象とした死体検案相談事業（以下「本事業」という。）を実施する団体を公募により選定するための手続き等を定めたものである。

なお、この公募は事業実施期間を十分確保するため、令和3年度予算案に基づき行うものであり、令和3年度予算の成立後、事業内容や実施期間等に変更が生じる場合がある。

2. 事業の目的

犯罪死等の見逃しの問題を背景に、内閣府の「死因究明等推進会議」の下に設置された「死因究明等推進計画検討会」において死因究明等の体制整備等に関する検討が進められ、平成26年6月、死因究明等推進計画が閣議決定された。

同計画において、検案の実施体制の充実が求められていることから、死因究明の正確性の向上に資することを目的として、検案業務に従事する一般臨床医等が死因判定等について悩んだ際に、法医学を専門とする医師に相談出来る体制を構築する。

3. 本事業の内容

実施要綱の3による

4. 事業の実施主体

公募により選定された団体

5. 事業の期間

厚生労働省において事業の採択を決定した日から令和4年3月31日まで

6. 本事業に係る補助金の交付について

- (1) 本事業の補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生労働省}令第6号）の規定によるほか、別に定める「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」の定めるところによる。

(2) 本事業に係る補助金の交付については、36,498千円を基準額(上限額)とする。

なお、補助金の内容は、事業実施に必要な経費(職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、備品費(図書)、消耗品費、通信運搬費、借料及び損料、社会保険料、雑役務費)に限る。

7. 応募団体に関する諸条件

本事業の応募者(以下、「応募団体」という。)は、次の条件を全て満たす団体であることとする。

- (1) 本事業に関する会計処理等の事務処理を適切に実施できる能力を有する団体であること。
- (2) 本事業を実施する上で必要な経営基盤を有し、資金等の管理能力を有すること。
- (3) 日本に拠点を有していること。
- (4) 厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 予算決算及び会計令(昭和22年4月30日勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

8. 応募方法等

(1) 企画書の作成及び提出

「死体検案医を対象とした死体検案相談事業実施申込書」(別紙様式1)とともに、企画書記載項目①～④について具体的に記載した「死体検案医を対象とした死体検案相談事業企画書(以下「企画書」という。)」を作成し、下の提出期間内に提出すること。

【企画書記載事項】

※企画書は、用紙サイズはA4とし、様式は任意とするが、以下の項目について具体的に記載すること。

- ① 事業実施に係る会計処理等の事務処理の実施体制
- ② 本事業の実施体制
 - ・ 人員配置
 - ・ 死体検案に知見のある学会や職能団体等との協力実績
 - ・ 相談を受ける際の体制(特定事業所への常駐など)
- ③ 相談窓口の周知方法及び本事業の利用者(警察に協力する一般臨床医等)への周知体制
- ④ 事業費の積算(別紙様式2による)

(2) 応募方法

提出期間及び提出先等は以下のとおり。

① 提出期間

令和3年2月26日（金）～令和3年3月11日（木） ※消印有効

② 提出先及び問い合わせ先

提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局医事課死因究明等企画調査室調整係 あて

※ 郵送する場合は、封筒の宛名面に「死体検案医を対象とした死体
検案相談事業企画書在中」と朱書きで記載すること。

問い合わせ先：厚生労働省医政局医事課死因究明等企画調査室調整係

TEL：03-5253-1111（内線4417）

FAX：03-3591-9072

※ 問い合わせは、平日の午前9時30分から午後5時30分（正午～
午後1時を除く）とする。

③ 提出書類及び部数

ア 死体検案医を対象とした死体検案相談事業応募申込書（別紙様式1）

・・・1部

イ 死体検案医を対象とした死体検案相談事業企画書・・・・・・・・・・10部

ウ 団体経歴（概要）、団体定款等の応募団体の活動が分かる資料・・・10部

9. 実施団体の選定について

厚生労働省医政局医事課において、応募団体が応募条件に該当する旨を確認の上、医政局に設置する「死体検案医を対象とした死体検案相談事業に係る企画書評価委員会」において、提出された企画書等の評価（非公開）を行い、その結果に基づき実施団体を選定する。